

# 令和四年度収蔵品修理報告

小栗判官絵巻 卷十三・十四 二卷（十五巻のうち） 伝岩佐又兵衛

紙本着色 江戸時代（十七世紀） 「施工」(株)岡墨光堂

今回の修理は平成二十八年（二〇一六）度から開始した八カ年計画の七年目にあたる。修理方針については、昨年度までと同様で特に変更はない。

修理前の状態については、これまでと同様、本紙と裏打紙の伸縮差による画面の反りや本紙の折れ（図1）、継ぎ代部分の糊離れ、そして絵具層の剥離・剥落、付着物や染みなどが確認された。また過去の修理で施された剥落止め用の白濁化なども認められた（図2）。

肌裏紙の除去を行ったところ、本紙がこれまでの巻と同じく全体的に薄くなっており、過去の修理において相剝ぎが行われたと考えられる。また赤外線反射および透過光により、所々に「金」や「コン」などの彩色、卷十三の四天王寺亀井堂の屋根には「かめいのとう」の指示書が確認された（図3）。さらに表の描写とは異なる下書線や、小栗が乗る車の車輪を描く際に用いたコンパスのものと考えられる中心点なども確認できた。ほかにも本紙の継下部分の多くから、修理時の通し巻数と紙数の墨書、また霞や彩色描写が認められ、制作工程の一端がうかがえた。

軸木を巻く軸巻紙に、これまでの修理と同じく墨書が確認された。いずれも「己巳年三月下旬」に、「江戸本石町三丁目」の経師「兼宣」により、それぞれ二巻を寄せて一卷に仕立直した旨が記されている（図4）。己巳年はこれまでの修理銘から元禄二年（一六八九）、兼宣は杉江五兵衛兼宣と知られる。なお巻十が元禄二年三月上旬、巻十一・十二が同年三月中旬に修理を完了していることから、いずれも短期間で修理が行われたことが判明した。

修理後の体裁については、墨書銘から両巻とも本来各二巻であったこと。そして今後の取り扱いや作品の安全性を考慮して、各巻ともに本来の巻頭であった第十四紙目で分巻し、制作当初の計四巻に仕立て直した。またその際、表紙裂は修理前のものを復元、巻緒、見返し、軸巻、八双、軸木を新調、軸首は分巻後の上巻を元使い、下巻は新調とし、桐製の太巻と白羽二重の包裂を添えた。なお、表紙と巻緒には、上皇后陛下お育ての小石丸の絹糸を用いた。



図1 画面の反り・折れ（巻14、修理前）



図2 白濁した過去の剥落留（巻13第23紙）右-修理前、左-修理後



図3 建物の指示書（巻13第15紙）

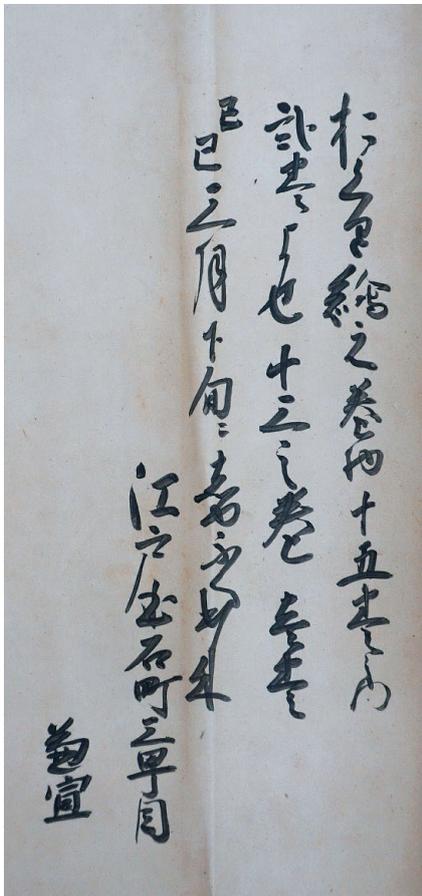


図4 巻13修理墨書

- ・三の丸尚蔵館年報・紀要中、作品名や作者、制作年などの表記は、年報・紀要発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館年報・紀要の著作権は宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館年報・紀要（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に<sup>1</sup>出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

三の丸尚蔵館年報・紀要

第29号

令和4年度

編集：宮内庁三の丸尚蔵館

（東京都千代田区千代田1-1）

発行：宮内庁

制作：株式会社アイワード

（札幌市中央区北3条東5丁目5番地91）

翻訳：株式会社イー・シー

令和5年6月30日発行